

市立大町山岳博物館条例(昭和29年条例第18号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、山岳文化の振興及び活用並びに自然環境の保全及び共生を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、市立大町山岳博物館(以下「博物館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 山岳に関する資料並びにこの地方における民俗、歴史その他の資料を収集して、保管又は展示し、一般の観覧に供し、本邦における山岳文化等の普及並びにこれらの資料の調査研究を行うため博物館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

市立大町山岳博物館 大町市大町8056番地1

(職員等)

第4条 博物館法(昭和26年法律第285号)第4条の規定により、博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

2 博物館に必要な応じ顧問を置くことができる。

(観覧料)

第5条 博物館を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの者

(2) 大町市立学校に在学する児童又は生徒

(3) 市内に住所を有する高校生(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。以下同じ。)

(4) 市内に住所を有する満65歳以上の者

(観覧料の減免)

第6条 教育委員会は、特別な理由があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(資料の特別利用)

第7条 博物館資料を学術研究等のため特に利用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(賠償責任)

第8条 故意又は過失により、博物館の資料、施設等を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の命ずるところにより、これを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(博物館協議会)

第9条 博物館法第25条の規定により、市立大町山岳博物館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

(4) 公募による市民等

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和57年6月5日から施行する。

2 この条例施行の際、現に市立大町山岳博物館条例(昭和29年条例第18号)第5条の規定により委員として委嘱された者は、この条例第10条の規定により委嘱されたものとみなし、任期は、同条第3項の規定にかかわらず、昭和58年3月31日までとする。

附 則(昭和61年3月24日条例第8号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月24日条例第7号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第8号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月24日条例第32号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月6日条例第80号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第8号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月15日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月23日条例第32号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

種別	区分	単位	観覧料
一般	大人	1人	450円
	高校生	〃	350円
	小人	〃	200円
団体 (30人以上の場合をいう。)	大人	〃	400円
	高校生	〃	300円
	小人	〃	150円

備考 特別の資料を展示する場合は、1,000円の範囲内においてその都度教育委員会が定める額とする。